

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

岡田布施町農業委員会事務局

☎ 52-5805

農業委員会などに関する法律の改正により、『農業委員』はこれまでの選挙制から公募などにより議会の同意を得て町長が任命することとなります。また、さらなる農地などの利用最適化を進めるため、新たに『農地利用最適化推進委員』を農業委員会が委嘱することになりました。

これに伴い、田布施町では、下記のとおり農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

《 農業委員 》

◇募集人数

7人

◇構成

認定農業者が過半数、中立的立場の者を1人以上、その他女性委員などにも考慮する

◇推薦する者

農業者または農業者組織などの代表

◇推薦を受ける者・応募する者

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

◇任期

平成30年4月1日～平成33年3月31日

◇主な業務

- ・農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可などの審議
- ・現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など）

◇報酬

年額172,700円

《 農地利用最適化推進委員 》

◇募集人数

7人

◇地区内訳

担当地区ごとに1人（①宿井地区 ②川西地区 ③上田布施地区 ④下田布施・中央南地区 ⑤波野・大波野地区 ⑥麻郷奥・麻郷地区 ⑦別府・馬島地区）

◇推薦する者

農業者または農業者組織などの代表

◇推薦を受ける者・応募する者

農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

◇任期

農業委員会からの委嘱を受けた日（平成30年4月予定）～平成33年3月31日

◇主な業務

- ・担当地区の現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など）
- ・農業委員会の総会に出席し、審議事項について意見を述べる

◇報酬

年額172,700円

《 共通事項 》

以下のいずれかに該当する場合は、委員となるできません。

- ・破産手続きの決定を受けて復権を得ていない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは受けることがなくなるまでの者
- ・町税等の滞納がある者

◇申込方法 経済課農林振興係（⑬窓口）に備え付けの推薦・応募申込書で申し込む

※農業委員と推進委員の兼務はできませんが、双方に推薦・応募することは可能です。

※推薦・応募の申込書に記載された事項は、田布施町ホームページで公表します。（住所を除く）

◇受付期間 7月18日（火）～8月15日（火）必着

